

**令和8年度「鯉節」の魅力創出・発信事業  
募 集 要 項**

**1 趣 旨**

全国シェア NO.1 を誇る南薩地区の特産品「鯉節」の消費拡大を図り、地域の稼ぐ力を向上させることを目的に、多くの一般消費者等に「鯉節」の魅力を知ってもらうためのPR等を実施する事業に対して補助します。

**2 対象となる事業**

対象事業は、以下に示す1から5までの要件のいずれにも該当する事業とします。

- 1 鯉節の魅力を生み出し、発信する事業であること。
- 2 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的にを行い、その広がりが見込める事業であること。
- 3 補助金の交付決定日より前に着手していない事業であること。
- 4 同一年度において、県の補助等を受けていない事業であること。
- 5 事業が令和9年3月12日（金）までに完了する事業であること。

**3 応募できる法人**

事業主体は、南薩地域振興局管内（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）に住所を有する法人（以下、法人という。）で、次の要件に該当することが必要です。

- (1) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (2) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 宗教活動や政治活動を目的とする法人
  - イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする法人
  - ウ 暴力団
  - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人
  - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人
  - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
  - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人
- (4) 上記(3)のウからケまでに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。
  - ア 暴力団  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - イ 暴力団員等  
鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
  - ウ 役員等  
法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所そ

の他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

#### 4 事業実施により期待できる効果の設定

指標・現状値・期待値を設定し、応募書類の事業企画書(別紙1)に記入すること。補助対象に選定された法人は、実績報告書で実績値を報告すること。

※ 事業に取り組んだことによって得られる成果・効果の目標を数値で設定し、その根拠と併せて報告すること。

#### 5 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、上限3,000千円を原則とします。(千円未満切り捨て)

#### 6 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和9年3月12日(金)までとします。

#### 7 補助の対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる以下の経費です。

##### ○補助対象経費

項目	内容
報償費	講師等謝金、出演料、指導料等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	印刷費、消耗品費、食糧費、材料費等
役務費	設営費、通信運搬費(ハガキ切手等)、手数料、制作費、宣伝費、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料、運搬車両借上料、機材借上料等
委託料	設営委託、音響委託、警備委託、配信委託等
賃金	外部からのアルバイトに対する賃金等
備品購入費	機材購入費等
その他	前各号に掲げるもののほか、その他南薩地域振興局長が特に必要と認める経費

##### 〈備品購入費の上限について〉

- ・ 備品購入費は補助対象経費合計の1/2以内とする。

##### 〈補助の対象とならない経費〉

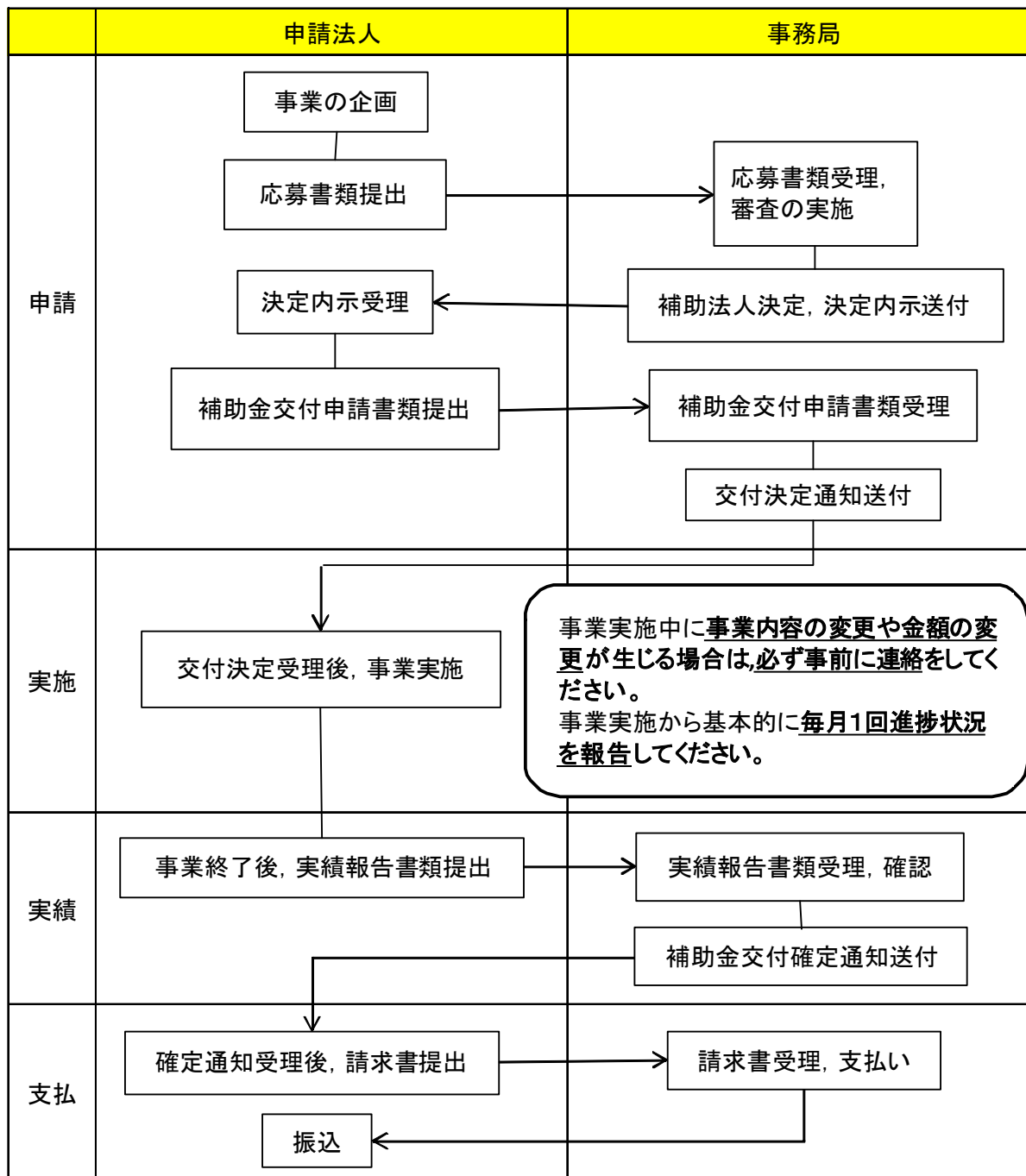
- ・ 申請法人に属する職員等に対する人件費
- ・ 法人の経常的な管理運営経費(事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等)
- ・ 内部関係者の打合せの飲食費や、交流会・懇親会費用
- ・ 施設の改修、維持補修費
- ・ 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金)

※ その他、南薩地域振興局長が補助の趣旨に合致しないと判断した経費は対象となりません。

##### 〈留意点〉

- ・ 領収書、明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。
- ・ 他の事業と共通して支払いを行う経費については、使用頻度や割合に応じて按分すること。
- ・ 補助対象となるか疑義のある場合は、事前にお問い合わせください。

## 8 事業の流れ



## 9 募集期間と応募方法

- (1) 募集期間  
令和8年6月1日(月)～6月30日(火) (必着)
- (2) 応募方法  
次の応募書類を応募先まで、郵送、電子メール又は直接お持ちください。  
※ 電子メールで応募する場合は、送信後に電話で応募した旨の連絡をしてください。  
※ ファックスでの応募は受け付けません。

(3) 応募書類

ア 「経節」の魅力創出・発信事業企画書（別記第1号様式）

イ 事業企画書（別紙1）

ウ 収支予算書（別紙2）

エ 事業の実施体制（別紙3）

オ 法人概要（別紙4）

カ 添付書類（A4版とします。書式は自由です。）

（ア） 法人の定款・規約

（イ） 法人の役員名簿

（ウ） 法人の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料（既存があればそれで可）

※ 応募の際は、募集要項をよく御確認くださいようお願いします。

※ 提出していただいた書類は返却しません。

## 10 審査・選考方法

補助金の交付対象法人は、応募書類をもとに書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定します。

なお、必要に応じて聞き取り確認を実施します。

## 11 審査基準

審査における基準は次のとおりとします。

(1) 事業内容及び実施方法

- ・ 事業の目的、趣旨との整合性について
- ・ 事業内容の妥当性について

(2) 事業の実現性及び実効性

- ・ 事業計画の実現性について
- ・ 事業遂行の実効性について

(3) 事業実施主体の適格性

- ・ 実施体制の適格性について
- ・ 知見、専門性の有無について

(4) 経費の積算等

- ・ 経費の積算が提案されており、適切であるかについて
- ・ 企画に見合った経費となっているかについて

## 12 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての法人に対して、文書にて通知します。

(2) 補助金の交付申請

補助対象に選定された法人については、次の「補助金交付申請書類」を提出していただき、それに基づき、補助金の交付決定を行います。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

(3) 補助金の交付

補助金は、事業完了後、法人からの実績報告を受けて精算・交付いたします。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象額が減少した場合は、補助

金の一部を返還していただくことがありますので、御了承ください。

### 13 会計処理等

- (1) 会計区分  
本事業の会計は、実施法人の経理と明確に区分してください。
- (2) 会計帳簿等の保管  
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管してください。

### 14 事業の変更について

補助金交付申請書類を提出後、事業内容や事業金額に変更が生じる可能性がある場合は軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

### 15 実績報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して20日以内又は令和9年3月12日(金)のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支精算書
- (4) 補助対象経費の支出を証する帳簿、領収書等の写し
- (5) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等
- (6) 事業成果調書

### 16 スケジュール

項目	内容
応募期間	令和8年6月1日(月)～6月30日(火)
審査・選考	令和8年7月1日(水)～
結果通知	令和8年7月中旬予定
交付申請・交付決定	結果通知日の翌日以降

### 17 その他の留意事項

- (1) 事業の実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物には、原則として次の記載例を参考に当事業の補助金の補助を受けている旨を記載してください。

記載例) : この事業は、地域振興推進事業（「鯉節」の魅力創出・発信事業）として鹿児島県南薩地域振興局から補助を受けています。

※ 事業実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物に上記に示す記載が無い場合は、原則として補助対象外経費と見なします。

※ 共催、後援又は協賛と記載するためには、別途申請が必要です。

### 18 問い合わせ及び応募先

南薩地域振興局 農林水産部 林務水産課 水産係  
〒 897-0031 南さつま市加世田東本町8番地13  
電話 0993-52-1337  
Eメール : minami-suisan@pref.kagoshima.lg.jp  
ホームページ : <http://www.pref.kagoshima.jp/al01/chiiki/nansatsu/index.html>